

No. 1

制 度 名	水道加入促進事業	主管課名	業務課・上水 G					
		問合せ先	029-301-4953					
目的・趣旨	県の水道普及率向上を図り、水道用水供給事業の健全な発展に資することを目的とする。							
〔対象団体〕 茨城県水道用水供給事業から給水を受けている市町村等のうち新規水道加入者等に対して支援を行っている団体 〔対象事業〕 各受水団体が実施している新規水道加入者等への補助・減免事業 〔補助要件等〕 (1) 受水団体において、新規水道加入者等に対して支援制度を設けていること。 (2) 平成 22 年 4 月 1 日以降に新規水道加入者等に対して支援を行っていること。 〔対象経費〕 新規水道加入者等の使用水量見合いの使用料金 〔補助限度額等〕 新規水道加入者等の使用水量見合いの使用料金の 1/2 を減免（3 年間） 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村等	その他			
新規水道加入者等の使用水量見合いの使用料金		—	1/2 減免	1/2	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 — 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 30 市町村 2 企業団						
〔備考〕								